

「公共施設再配置計画(市役所周辺)」(案)に関するご意見の概要と本市の考え方

図書館について<14件>

ご意見概要

- ・図書館本館に多額の予算をつぎこむのはムダだと思います。
- ・建物補修の必要性は理解できますが、施設を広げる必要がありますか。
- ・市役所を中心に公共施設が集まっているのが良い。移転しないようお願いします。
- ・公立保育所の民営化計画や福祉施策の切り捨てをするなど財政圧迫時になぜ。
- ・図書館が中心市街地の活性化に本当に結びつくのか。

本市の考え方

社会教育施設(新図書館)等整備の目的

本事業の目的は、基本計画案にも記載しておりますが、次のとおりです。

『今日の図書館機能の拡充・施設の再活用での公共施設の再配置・中心市街地の活性化とのそれぞれの視点及び「社会教育施設(新図書館)等整備計画策定懇話会」からの提言を踏まえ、都市の魅力を高め、「ことば文化の学習・交流拠点」と「伊丹郷町での都市ブランドとなるまちなみ舞台づくり」を実現する具体策の1つとして、立地的に図書館本館の機能拡充が可能で全市的に利便性が高い中心市街地において図書館本館を移転整備する。図書館本館の移転整備により分室配置の再編とあわせて本館の機能拡充を図り、郷町の歴史・文化資源を活用した交流機能と情報発信機能を備えた複合施設、「ことば文化都市伊丹」の拠点施設として、多くの市民に親しまれる魅力ある施設を整備することにより、「伊丹の未来を託す人づくり」と「自立と創造によるオンリーワン」の実現に寄与すること』を目的としております。

○図書館の現状

図書館は、教育や知識の習得に加え、今日的には情報発信・情報提供機能、交流機能を併せ持つ、都市の基盤的施設とされています。

本市の図書館本館は、生涯学習施設や文化施設のうち、利用者数は最大級であります年間約38万人もの多くのご利用をいただいておりますが、図書資料の増加や未来を担う子どもたちへのサポート、さらには多様化し増大する生涯学習ニーズに十分にかつ的確にこたえられない状況となっております。

現在の本市の図書館は、蔵書数など文部科学省基準にも遠く及ばず、特に本館は非常に手狭で開架スペースや蔵書能力、また、バリアフリー対応などの機能的拡充の限界にもあり、今までから現在地での増築や建替えなどによる検討では、極めて機能拡充が困難という状況にあります。

○本計画立案に至った経緯

一方、地方自治体を取り巻く環境は、国から地方自治体への税源委譲などにより、地方分権がより一層推進していく状況であり、少子高齢化と相俟って都市間・地域間競争の時代とも言われておりまして、人を大切に、訪れたい、住みたい、住んでよかった、住み続けたいまちづくりが極めて大切なことであります。そうした中、伊丹らしい個性と伊丹の良さを発揮して、まちの魅力を高め、内外にアピールし、多くの来街者を呼び、まちの活性化を図るには、都市のイメージが大きな要素にもなっています。

本市においては、平成18年度にスタートいたしました第4次総合計画後期事業実施5か年計画(これから5年間のまちづくりプラン)の5つの視点のうち、伊丹の未来を託す「人づくり」で、「確かな学力」や「豊かな心の教育」、また子育て支援の充実・安心に重点的に取り組んでいますが、学校現場における「いじめ」「不登校」「コミュニケーション力の低下」といった教育課題を解決する1つが、「ことば教育」「読書教育」であります。

本市の考え方

また、本市の豊かな地域資源を活かしながら、都市イメージを高めるため都市ブランド戦略の1つとして、わが国三大俳諧コレクションの1つである財団法人柿衛文庫の活動と連携しながら「ことば文化都市伊丹」を標榜し、各種の事業を展開しているところであります。

さらに、団塊の世代が大量に地域に帰ってくる時代にあって、20万都市にふさわしい規模と蔵書数と機能が拡充された図書館に特色ある郷町の歴史や文化を発信する場と交流スペースを合わせ持った、新しい図書館は、子ども達にとって学校図書室と併せ読書活動の推進拠点となる施設であり、また、柿衛文庫を含めた「みやのまえ文化の郷」と一体となって、ことば文化都市の拠点施設ともなり得るとともに幼児への読み聞かせや団塊の世代も含め児童・生徒から中高年の方々の生涯学習と交流の場の提供、まちの元気に結び付けていくことが可能と考えています。

中心市街地の活性化は本市のみならず、全国的にも課題となっております。昨年度には中心市街地活性化法など、いわゆるまちづくり3法も改正されています。

平成18年度スタートの「これから5年間のまちづくりプラン」を策定する際に、市民意識調査を実施しておりますが、中心市街地のまちづくりで重要なこととして、商業施設の充実、公共交通機関の充実、に続き多かったのが、文化生涯学習施設の充実とのご回答でございました。

こうしたことから、時代のニーズや市民ニーズを踏まえながら、行財政改善計画を進めるなか、財政推移を見通しながら、施策の選択と集中により、中心市街地の活性化のためにも、花摘み園として暫定利用をしている宮ノ前地先に、社会教育施設として今日的な新図書館を整備することが必要と実施計画に位置付け、進めているところでです。

○財政状況

地方自治体の財政状況を表す代表的な指標として、経常収支比率があります。この経常収支比率は財政の弾力性を判断するためのものであり、市税(都市計画税を除く)など経常的に収入され、用途の特定されない財源が人件費・扶助費・公債費などの経常経費にどの程度使われているかを示すものです。この比率が低いほど学校施設等の大規模改修や道路・公園等の整備などの投資的事業や災害への対応などの臨時的な支出にも対応できるなど弾力的な財政運営が行えるということです。近年の比率を比較するとH16年度98.8%、H17年度97.7%、H18年度95.4%であり改善してきている状況であります。

また、平成17年度に策定しました新行財政運営改善計画では、人件費において平成18年度に職員の給与構造改革により、平均4.8%減の給料表に改め、団塊の世代の大量退職に併せ、平成22年度までに職員数を5.7%(121人)減ずることとしています。また、市議会においても、議員定数を32人から28人に減じられるとともに特別職並びに議員の給与・報酬についても5.2%引き下げ、さらに民間委託の推進やゼロベースからの事務事業の見直しなど経常経費の削減に努めております。

そうしたことから、新図書館にかかる事業費については、平成18年度にスタートいたしました第4次総合計画の後期事業実施5か年計画の5つの視点のうち、伊丹の未来を託す「人づくり」を掲げ、新規施策・投資的経費に係る事業として、新行財政運営改善計画との整合を図り、投資的経費の枠の中で必要な財源を確保しております。

なお、本年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化を判断する新たな4つの財政指標を公開することになっておりますが、現時点ではまだ十分明確となっております。今後はその指標を市民の皆さまに示し、本市の財政状況を丁寧に説明していくことが必要と考えております。

○活性化

現在、本市の公共施設において図書館本館は、最も来場者の多い施設の一つであり(年間約38万人)、移設されると中心市街地にそれだけ歩行者、自転車の通行量が増えることが予測されます。

この通行量の増加を活性化につなげるためには、図書館の開館時間の延長と併せて、周辺店舗の開店時間やニーズに合った品揃えなど、商業者の方々との連携も必要となり、官民一体となって活性化を図っていきたいと考えています。

保健センターについて<1件>

ご意見概要

・保健センターを法務局跡地に建てられることを提案します。その際には、夜間休日診療所、事務局、準看護師養成校の配置も含めて。

本市の考え方

法務局の既存施設については、他の施設整備の際に有効利用を図りながら、かつ、財政負担の軽減策も講じることを基本に計画策定しており、最終形として法務局跡地については、園庭も確保できることから、発達支援センターを配置するよう本計画では位置付けております。

保健センターの現状につきましては、市民の健康づくりの拠点として各種保健事業を実施してきましたが、平成9年度の制度変更に伴う母子保健サービスの増加、高齢者の増加などが進み手狭となっていることから、次世代の健全育成、介護や生活習慣病の予防など市民の健康を維持増進していくためには、現況の施設規模では不足することから、一時的に現法務局庁舎を検診部門等で利活用し、最終的には、現図書館に移転する計画としております。

また、子育て支援に関する情報発信や相談機能や乳幼児健診と連携した発達・療育支援(早期発見・相談支援)も併設するよう検討しております。

災害対策本部・職員会館について<3件>

ご意見概要

・財政難の今、災害対策本部は新たな場所が必要ですか。

・職員会館はどのような目的に使用され、頻度はどのようなものでしょうか、市民の立場からは必要性が感じられない。

本市の考え方

現在の庁舎の会議室配置状況から、やむを得ず、災害時の防災関連機器が庁舎の7階に設置しており、本部設置の際は隣接する会議室を本部として対応しております。従来から高層階に設置するものではないと考えており、今回、本庁舎の耐震改修を計画として掲げていることから、改修時に既存施設へ場所移転するものであり、新たな場所で建設するものではありません。

また、職員会館につきましては、職員の福利厚生等施設として、公用の研修・会議の他、公用外のサークル活動等、災害時の休憩室など幅広く利用してまいりました。今回、法務局との交換譲渡により、元の施設機能の存廃を協議し、従来の施設機能規模からサークル活動で利用できる会議室と災害時の休憩室程度とし、大幅に縮小することとしております。

市本庁舎について<3件>

ご意見概要

・市役所本庁舎の耐震補強工事は必要です。計画どおり進めてください。

本市の考え方

本計画(案)を基本として、進めさせていただきます。

発達支援センターについて<4件>

ご意見概要

- ・発達支援センターの建設を最優先にしていきたい。
- ・発達支援をするなら常勤の児童精神科医や心理療法士等専門家を十分配置するべきであり、今、問題になっている発達障害について支援できるような体制がない、発達支援ができないのに、発達支援センターという名称は不適切。
- ・発達支援センターについては、障害者施策が市民に明確に示されていないなか、時間をかけて検討してからでも遅くはない。

本市の考え方

発達支援センター整備の順位付けですが、保健センターの検診等の暫定利用や市本庁舎の耐震改修時の仮設庁舎の建設スペースを検討するなか、法務局施設を有効活用することにより施設整備に係る経費が削減できるものであり、各施設の優先順位をもとに策定したものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。なお、図書館施設の活用として計画している保健センターに、発達・療育支援体制の充実として、乳幼児健診と連携した発達・療育支援(早期発見・相談支援)を併設するよう検討しております。

障害のある子どもに対する支援については、以前より総合化が求められていることから、平成18年1月に策定いたしました第2次伊丹市障害者計画の「第4章の3. しょうがいのある子どもの療育体制」に掲げており、今後は、より具体的な組織として、医療・教育・福祉が一体となった新たな発達支援体制を推進することとしております。そうしたことを踏まえ、今回、施設整備の計画を示したものであります。